

町 営バス

▶ Town Bus

❖ 6月1日（火）から、町営バス（宮内方面）の運行時刻が変わります

町営バス（宮内方面）の運行時刻が、6月1日（火）から下の時刻表に変わります。
※竜野方面の運行時刻は変わりません。

▶▶▶ 役場前 行き					
停留所名	時 刻				
六 谷	7:20	8:25	12:35	16:05	17:10
本坂谷	7:24	8:29	12:39	16:09	17:14
倉谷橋	7:27	8:32	12:42	16:12	17:17
谷 内	7:28	8:33	12:43	16:13	17:18
下 谷	7:29	8:34	12:44	16:14	17:19
甲佐岳登山口	7:33	8:38	12:48	16:18	17:23
打 出	7:34	8:39	12:49	16:19	17:24
宮内小学校前	7:35	8:40	12:50	16:20	17:25
小鹿入口	7:36	8:41	12:51	16:21	17:26
発電所前	7:37	8:42	12:52	16:22	17:27
上揚住宅前	7:38	8:43	12:53	16:23	17:28
上 揚	7:39	8:44	12:54	16:24	17:29
上豊内	7:42	8:47	12:57	16:27	17:32
下豊内	7:43	8:48	12:58	16:28	17:33
甲佐小学校前	7:45	8:50	13:00	16:30	17:35
緑 町	7:46	8:51	13:01	16:31	17:36
岩 下	7:47	8:52	13:02	16:32	17:37
熊本バス甲佐営業所	7:47	8:52	13:02	16:32	17:37
役場前	7:48	8:53	13:03	16:33	17:38

▶▶▶ 六谷 行き					
停留所名	時 刻				
役場前	7:50	12:00	15:30	16:35	18:25
熊本バス甲佐営業所	7:51	12:01	15:31	16:36	18:26
岩 下	7:51	12:01	15:31	16:36	18:26
緑 町	7:52	12:02	15:32	16:37	18:27
甲佐小学校前	7:52	12:02	15:32	16:37	18:27
下豊内	7:54	12:04	15:34	16:39	18:29
上豊内	7:55	12:05	15:35	16:40	18:30
上 揚	7:58	12:08	15:38	16:43	18:33
上揚住宅前	7:59	12:09	15:39	16:44	18:34
発電所前	8:00	12:10	15:40	16:45	18:35
小鹿入口	8:01	12:11	15:41	16:46	18:36
宮内小学校前	8:02	12:12	15:42	16:47	18:37
打 出	8:03	12:13	15:43	16:48	18:38
甲佐岳登山口	8:04	12:14	15:44	16:49	18:39
下 谷	8:08	12:18	15:48	16:53	18:43
谷 内	8:09	12:19	15:49	16:54	18:44
倉谷橋	8:10	12:20	15:50	16:55	18:45
本坂谷	8:13	12:23	15:53	16:58	18:48
六 谷	8:17	12:27	15:57	17:02	18:52

町企画推進課 ☎096-234-1111(内線231)

国 民健康保険

▶ National Health Insurance

❖ 非自発的失業者の皆さんへ

● 国保税の軽減について

非自発的失業により国民健康保険へ加入する人の国民健康保険税について、失業から一定の期間、前年の給与所得を1000分の30として算定し賦課することにより、国保税を軽減します。
ただし、給与所得以外は通常の額を用います。

● 軽減措置適用の条件

・ 国民健康保険加入者であること

・ 離職時点で65歳未満であること
・ 雇用保険受給資格者証をお持ちの人で、次の離職理由コードに該当すること
・ 離職日が平成21年3月31日以降であること

▼ 対象となる理由コード

・ 特定受給資格者 「11」、「12」、「21」、「22」、「31」、「32」
・ 特定理由離職者 「23」、「33」、「34」
※ 特定受給資格者とは、倒産・解雇などの事業主都合により離職した者

※ 特定理由離職者とは、雇用期間満了などにより離職した者

● 軽減措置適用の期間

平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までとします。

▼ 適用期間の例

① 離職日 平成21年10月5日
軽減期間 平成22年4月～平成23年3月
② 離職日 平成22年3月31日
軽減期間 平成22年4月～平成23年3月

● 申請について

甲佐町国民健康保険の加入者で、軽減措置の条件に該当する人は、町住民生活課へ申請してください。
・ 申請に必要なもの
・ 印かん
・ 雇用保険受給資格者証
※ 受給資格者証を紛失した人は、ハローワークで再交付を受けてください。

③ 離職日 平成22年6月20日
軽減期間 平成22年6月～平成24年3月

町住民生活課・町税務課 ☎096-234-1111

◆ 自分らしく生きるために
シリーズ②
「同和問題とは」

● 同和問題とは、どのようなことですか？

同和問題とは、部落差別にかかわる人権問題のことで、特定の地域に生まれ育ったということだけで、さまざまな差別を受け、特に職業選択の自由、結婚の自由などの基本的人権が、完全には保障されていないという重大な社会問題です。

● 同和地区とは

封建制度が確立されていく過程の中で、支配者は年貢の取り立てを容易にし、幕藩体制を維持・安定するために、武士を頂点とした身分制度を固定しました。

同和地区は、この過程の中で形成されました。

● 差別と区別

客観的・科学的基準に基づいて、一人ひとりの違った個性や能力を見極め、違いを尊重することが「区別」であると言えます。それ

に対して、偏見や不当な基準などを基に、特定の人の対して不平等・不利益な扱いをすることが「差別」だと言えます。

● なぜ、現在まで差別が残っているのですか？

これまで差別が残ってきた原因として、歴史的・社会的な背景などがありますが、いかなる背景があるにせよ、差別を容認することはできません。端的に言えば、差別をする人の存在がいままで同和問題を残しているのです。

このことは、同和問題に限らず、

すべての人権問題に共通していることです。

人権問題は、「差別をされる側」の問題ではなく、「差別をする側」の問題であり、その中には自分には関係ないといった無関心であることも含まれます。なぜなら、無関心は結果的に差別の存在を許してしまうことになるからです。

「誰かがなくなってくれる」まで差別はなくなりません。

「私」自身が差別をなくすためにどう行動するのが大切ですか？

まず、自分にできることから始めましょう。

◆ 男女共同参画社会はみんなが暮らしやすい社会

● 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別によって生き方が決められるのではなく、自分の個性や能力に応じてさまざまな生き方を選択することができるとともに、老若男女共同参画社会ともいえます。

男女共同参画社会の実現は「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」（男女共同参画社会基本

法）に位置づけられている重要なテーマです。

● 男女共同参画社会は家庭から

◎ 家族みんなで積極的に家事、子育て、介護などに参画し、喜び、楽しみを分かち合いましょう。

◎ 子どもたちに男女平等意識をしっかりと根付かせるためにも、男女共同参画に関する学習機会を積極的に活用しましょう。

◎ 子どもたちの進学や就職にあたり、それぞれの個性や能力を生かす進路選択ができるよう支援しましょう。

日本初のママ宇宙飛行士・山崎直子さんが、宇宙に飛び立ち無事に地球に帰還しました。

子ども時代からの夢の実現には、夢を追う彼女を見守り、育ててくれた家族、いろんな困難を乗り越え、支えてくれた夫の存在だと思っています。任務終了後、家族と面会を喜ぶ姿には、夢をかなえた満足感や家族への感謝など万感の思いがあったことでしょう。

● 町男女共同参画社会推進懇話会を発足しました

町では、昨年10月に、男女共同

参画社会推進懇話会を立ち上げました。

1月に第1回会議および町推進会議との合同研修会、3月に益城町への視察研修を行いました。

近隣の市町村では、すでに懇話会を立ち上げ、啓発活動や「男女共同参画計画」を策定し、計画に沿った実践がなされています。本町では、先進地の実践活動などを参考にしながら、本町の現状に沿った取り組みを進めていきたいと考えます。

そして、みんなが住みやすい甲佐町にしていきたいと思います。